

III 重点課題（施策）

令和5年3月に国が策定した「第二次再犯防止推進計画」において示された5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、第一次計画での取組を更に強化すべく、以下に掲げる7項目を本県の重点課題（施策）として設定します。

1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備

（千葉県独自の重点課題（施策））

犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

- （1）地域による包摂の推進
- （2）社会における居場所の確保
- （3）保健医療・福祉サービスの利用の促進
- （4）非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施
- （5）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施
- （6）民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

1は、本県独自の重点課題であり、矯正施設入所中から相談支援機関が施設内等で面談を行い、本人の状況や希望を踏まえ、出所後の支援にスムーズにつなげるというもの（「出口支援」）です。この出口支援では、第一次計画を策定した令和4年1月から令和7年9月までの間に、矯正施設入所中の82名に対して延べ112回の面談を行い、出所後の帰住先や就労等の確保、福祉サービスや医療等へのつなぎなどに一定の効果をあげてきました。

その一方、起訴猶予や執行猶予などにより矯正施設に収容されることなく釈放されるケースも多数に上っており、この中には、住居や職がなかったり、福祉や医療等の支援を必要としている人たちもいます。再犯防止の観点からは、これらの人たちに対する支援（出口支援に対して「入口支援」と呼びます。）も重要です。

県ではこれまでも千葉県地域生活定着支援センターにおいて、被疑者、被告人の段階から、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行っており、同センターと千葉地方検察庁、千葉保護観察所、千葉県弁護士会が定期的に協議会等を通じて連携を図っています。

しかしながら、支援が必要となる人たちは、高齢者や障害がある方のみならず、住居がない、働き口がない等による生活困窮者や、薬物等への依存に苦しむ人たちなど幅広く、千葉県地域生活定着支援センターをはじめ、県内のあらゆる支援機関等の連携を強化し、円滑に支援を実施する必要があります。

そこで、第二次計画では、いわゆる入口支援のスキームと、県や関係機関・団体として

寄与できる方策等を、千葉県再犯防止推進連絡協議会等において検討していきます。

2の「個別課題の解決に向けた重点課題（施策）」については、第一次計画から引き続き（1）から（6）を重点課題（施策）としています。

犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携して支援することで、犯罪をした人等が地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要になります。

そこで（1）については、これまでの「県・市町村、国、民間団体の連携強化」の取組をさらに進め、犯罪をした人等を自立した一人の人間として受け入れる地域社会を実現することを目的に、「地域による包摂の推進」としています。

また、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われるため、第一次計画から引き続き（2）～（6）につき、国や市町村、関係団体と連携して取組んでいきます。

再犯防止を推進する上での県の役割は、関係機関・団体が取り組んでいる様々な施策を適切に活用し、支援を必要とする人たちの状況やニーズにあわせたきめの細かい支援を切れ目なく実施できる体制づくりであると考えています。

上記の重点課題1で培われた支援のノウハウを、2の（1）により関係機関・団体と共有し、2の（2）から（6）に掲げた様々な施策をケースごとに適切に選択・活用することにより、個々の犯罪をした人等に寄り添った支援を行います。